

第4章 都市計画に関する評価項目及び評価方法

1. 都市計画における事業の位置づけ

本事業の計画施設（ごみ焼却場）は、都市計画法第 11 条に定める都市施設¹³³⁾である。

札幌市は、平成 16 年 3 月に「札幌市都市計画マスタープラン」¹³⁴⁾を策定し、廃棄物処理施設においては、可燃性ごみの全量焼却及び将来のごみ量に見合った清掃工場等の処理施設の整備方針を掲げている。また、都市計画マスタープランの上位計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」では、清掃工場においてより効率的なエネルギー回収システムを導入し、廃棄物発電や熱利用を推進することを掲げている。

国土交通省においては、全国的に共通して緊急性が高い 3 つの政策課題（A：中心市街地の機能回復、B：産業構造の変化への対応、C：環境負荷の小さな都市の構築）に対する政策課題対応型都市計画運用指針¹³⁵⁾を策定しており、ごみ焼却場を含む廃棄物処理施設については、「C：環境負荷の小さな都市の構築」の中に示している。

新駒岡清掃工場は、「札幌市都市計画マスタープラン」などの本事業に係る札幌市の関連施策や「政策課題対応型都市計画運用指針」との整合性など都市計画上の見地からの総合的な検討を行い、環境に配慮した都市施設として整備する計画である。

本章では、都市施設に関する評価の基本分野について、駒岡清掃工場更新事業の特性等に応じ、必要な評価項目及び評価方法の設定を行う。

133) 国土交通省「第 8 版 都市計画運用指針」（平成 27 年 6 月）

134) 札幌市企画調整局計画部「札幌市都市計画マスタープラン」（平成 16 年 3 月）

135) 国土交通省「政策課題対応型都市計画運用指針」

2. 都市計画における評価項目及び評価方法

(1) 都市計画の一体性・総合性の確保

「第 8 版 都市計画運用指針」¹³³⁾では都市計画の一体性・総合性の確保について、『都市計画は農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するために定められるものであり、この目的の実現に向け、必要と考えられる事項の全てに配慮して、個々の都市計画が総体として定められるものでなければならない。また、定められる個々の都市計画の内容が、土地利用規制と都市施設の計画との連携等、一体のものとして効果を発揮しうるよう総合的に決められることが必要である。』と示している。

また、都市計画の意義は、『都市内の限られた土地資源を有効に配分し、建築敷地、基盤施設用地、緑地・自然環境を適正に配置することにより、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保しようとするものである。』としている。

以下、表 4-2-1-1 に本事業における都市計画の一体性・総合性の確保に関する評価項目を、また、表 4-2-1-2 に評価方法を設定する。

表4-2-1-1 都市計画の一体性・総合性の確保に係る評価項目

評価項目	選定理由
土地利用計画との整合性	本事業の実施について、札幌市都市計画マスタープランの「都心の再生、再構築」を妨げることなく、「市街地の外の自然環境の活用と保全」と整合しているか確認するために選定する。
効率的な廃棄物発電・熱利用の推進	都市計画マスタープランの上位計画である札幌市まちづくり戦略ビジョンにおいて、清掃工場における効率的なエネルギー回収システムの導入により、廃棄物発電や熱利用を推進する方針であることから選定する。
ごみ処理に伴う環境負荷低減や処理体制の確立	札幌市都市計画マスタープランにおいて、廃棄物処理施設の基本方針を定めており、可燃性ごみの全量焼却や資源化を推進していることから選定する。

表4-2-1-2 都市計画の一体性・総合性の確保に係る評価方法

評価項目	評価方法
土地利用計画との整合性	用途地域、都市施設の計画について、当該施設立地における整合性が図られ、周辺環境や都市活動への影響を回避し、地域の自然に係る保全が図れるかを評価する。
効率的な廃棄物発電・熱利用の推進	ごみ焼却時に発生するエネルギーを効率的に回収し、有効利用が行われる計画であるか評価する。
ごみ処理に伴う環境負荷低減や処理体制の確立	市全体のごみ量を安定的かつ効率的に処理可能な施設の更新であるか評価する。また、環境負荷を低減する計画であるか評価する。

133) 国土交通省「第 8 版 都市計画運用指針」(平成 27 年 6 月)

(2) 自然的環境の整備又は保全

「第8版 都市計画運用指針」¹³³⁾では自然的環境の整備又は保全の意義について、『近年では、都市部における貴重な緑地等の減少や都市住民の環境保全に対する意識の高まりに対応し、都市計画において緑地等の自然的環境を整備又は保全する必要性が高まっている。このため、すべての都市計画において自然的環境の整備（失われた自然的環境の復元を含む。）又は保全に配慮し、必要なものを公園等の都市施設又は緑地保全地域、特別緑地保全地区、緑化地域等の地域地区として決定していくことが重要である。』と示している。

これは主に、緑地、公園等の都市施設整備や、緑地保全に係る地域地区指定等について掲げているもので、本施設は、緑地や地域地区指定に該当しないものの、周辺環境に対する十分な配慮を行う必要性が高い施設である。

以上を踏まえ、表4-2-2-1に本事業における自然環境の整備又は保全に関する評価項目を、また、表4-2-2-2に評価方法を設定する。

表4-2-2-1 自然的環境の整備又は保全に係る評価項目

評価項目		選定理由
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	植物、動物、生態系	文献資料及び現地確認において事業実施想定区域周辺に重要な動植物が確認されており、清掃工場の供用により動植物や生態系へ影響を及ぼす可能性が考えられるため選定する。
	水質、地形及び地質	施設稼働中の排水は下水道接続するほか、周辺に重要な地形・地質は存在しないため、現段階では選定しない。

表4-2-2-2 自然的環境の整備又は保全に係る評価方法

評価項目		評価の方法
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	植物、動物、生態系	「計画段階環境配慮書」の評価方法 ※に準じる。
	水質、地形及び地質	

※別添「環境影響評価計画段階環境配慮書に準じた評価方法」参照。

133) 国土交通省「第8版 都市計画運用指針」（平成27年6月）

(3) 適切な規模及び必要な位置への配置

都市計画法によると、都市施設は、健康で文化的な都市生活および機能的な都市活動を確保するために必要となる施設のことであり、土地利用、交通等の現状及び将来の見通しを勘案して、適切な規模で必要な位置に配置することにより、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するように定めることとされている。

本事業は都市施設（ごみ焼却場）であり、規模の適切さや、必要な位置への配置について評価するためには、需要や経済性の観点から適切な規模であるか、都市計画の総合的な視点から適切な位置であるかを検証する必要がある。

事業実施想定区域は市街化調整区域であることを踏まえ、表 4-2-3-1 に本事業における適切な規模、位置及び経済性に関する評価項目を、また、表 4-2-3-2 に評価方法を設定する。

表4-2-3-1 適切な規模及び必要な位置への配置に係る評価項目

評価項目	選定理由
適切な規模	将来の廃棄物発生量に応じた安定的かつ効率的な処理を行う必要があるため。
必要な位置	市街化調整区域における地区計画等に整合した位置である必要があるため。
事業における経済性	施設規模、導入設備が良好な都市環境を保持するために適切であるとともに、定期的な施設整備や維持管理等を含めたライフサイクルコストが最適となっている必要があるため。

表4-2-3-2 適切な規模及び必要な位置への配置に係る評価方法

評価項目	評価方法
適切な規模	必要な処理能力を有する適切な規模であるかを評価する。
必要な位置	「都市計画の一体性・総合性の確保」による。
事業における経済性	施設規模や導入設備が経済的に適切か、ライフサイクルコストが適正かを評価する。

(4) 円滑な都市活動の確保

都市施設である「ごみ焼却場」は、「円滑な都市活動の確保」のために必要不可欠な施設であり、施設の立地自体が円滑な都市活動を向上させるものである。一方で、ごみ焼却場の立地により、住民の都市活動への影響として、周辺景観や交通への影響を評価する必要がある。

以上を踏まえ、表 4-2-4-1 に本事業における円滑な都市活動の確保に関する評価項目を、また、表 4-2-4-2 に評価方法を設定する。

表4-2-4-1 円滑な都市活動の確保に係る評価項目

評価項目	選定理由
景観	施設の存在により、周辺の主要な眺望点や近隣住居地域からの景観に影響を及ぼす可能性があるため選定する。
人と自然との触れ合いの活動の場	事業実施想定区域及び周辺地域には、人と自然との触れ合いの活動の場が存在し、これらの活動を阻害する可能性が考えられるため選定する。
交通計画	工事期間中及び施設の供用中の関係車両により、周辺の交通状況に影響を与える可能性があるため選定する。

表4-2-4-2 円滑な都市活動の確保に係る評価方法

評価項目	評価方法
景観	「計画段階環境配慮書」の評価方法 [※] に準じる。
人と自然との触れ合いの活動の場	
交通計画	「都市計画の一体性・総合性の確保」による。

※別添「環境影響評価計画段階環境配慮書に準じた評価方法」参照。

(5) 良好な都市環境の保持

都市施設である「ごみ焼却場」は、「良好な都市環境の保持」のために必要不可欠な施設であり、施設の立地自体が良好な都市環境を保持する役割を果たすものである。一方で、ごみ焼却場の立地による周辺の都市環境への影響について十分に配慮する必要がある、都市環境に係る敷地内の緩衝機能について評価する必要がある。

以上を踏まえ、ここでは、表 4-2-5-1 に本事業における良好な都市環境の保持に関する評価項目を、また、表 4-2-5-2 に評価方法を設定する。

表4-2-5-1 良好な都市環境の保持に係る評価項目

評価項目		選定理由
大気質： 硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、有害物質(ダイオキシン類等)		施設の稼働及び搬出入車両の走行により周辺の生活環境への影響が考えられるため選定する。
騒音	施設の稼働、 車両の走行	焼却施設の稼働及び搬出入車両の走行により周辺住居等や道路沿道地域の生活環境に影響を及ぼす可能性が考えられるため選定する。なお、工事影響については、工種及び工区の計画が未定な段階であり、計画の具体化する段階で評価を行う。
振動		
悪臭：煙突排ガス、 施設からの漏洩		焼却施設の排ガス及び施設から漏洩する悪臭が、周辺の生活環境に影響を及ぼす可能性があるため選定する。なお、搬出入車両に係る悪臭は、周囲に拡散することがないことを前提に選定しない。
日照障害：施設の存在		建築物形状は未定な段階にあるが、周辺に日影の発生する可能性があることから選定する。なお、煙突については、幅が狭く、長時間の日陰をつくらないことから対象としない。
温室効果ガス		施設稼働に伴い温室効果ガス(二酸化炭素等)が発生することから選定する。
敷地内緑地の確保		事業実施想定区域において、生活環境に配慮した緩衝帯としての機能が必要であることと周辺の自然豊かな地域特性に応じて可能な限り緑地を設ける事が望ましいため選定する。

表4-2-5-2 良好な都市環境の保持に係る評価方法

評価項目	評価方法
大気質	「計画段階環境配慮書」の評価方法 ※に準じる。
騒音	
振動	
悪臭	
日照障害	
温室効果ガス	
敷地内緑地の確保	事業実施想定区域内の設置案について、敷地内の緑地の配置の違いを比較評価する。

※別添「環境影響評価計画段階環境配慮書に準じた評価方法」参照。

表 4-2-5-3 には、参考として計画段階環境配慮書における環境影響評価項目を示す。

表 4-2-5-3 計画段階配慮事項（環境影響評価項目）の選定

影響要因の区分 環境要素の区分			工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用				
			建設機械の稼働	用いる資材及び車両の運搬	工切土物の存在及び	施設の稼働			廃棄物の搬出入	廃棄物の発生
						地形変後の土地及び	排出ガス	排水		
人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	硫黄酸化物				◎				
		窒素酸化物				◎			○	
		浮遊粒子状物質					◎			
		粉じん等	☆	☆						
		有害物質					◎			
	騒音	騒音	☆	☆					○	○
	振動	振動	☆	☆					○	○
	悪臭	悪臭				○	○			—
	水質	水の汚れ						—		
		水の濁り			☆					
		有害物質						—		
	地形及び地質	重要な地形及び地質				☆				
日照障害	日照障害					○				
電波障害	電波障害					☆				
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地				○				
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地				○				
	生態系	地域を特徴づける生態系				○				
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				◎				
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場				○				
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物			☆					☆
	温室効果ガス	二酸化炭素					○			

注 1：■は「札幌市環境影響評価技術指針」における「廃棄物焼却施設等に係る基本項目」を示す。

2：「○」は環境要素として選定する項目、「◎」は重点項目として選定する項目を示す。

「☆」は環境影響評価書配慮書段階においては選定しないが、方法書段階において選定する項目を示す。

「—」は本事業の計画及び事業特性を考慮して選定しない項目を示す。